

福岡県公報

平成18年9月8日
第2581号

目 次

告 示 (第1718号—第1732号)

○廃川敷地等の発生	(河川課) 1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) 2
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁政課) 2
○平成18年度一般河川等鉱害復旧事業の実施計画	(河川課) 2
○貸金業者の登録の取消し	(経営金融課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 3
○土地改良事業の認可申請の適否決定	(農地計画課) 4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 4
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5

監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課) 6
----------	----------------------

収用委員会

○土地収用法に基づく裁決手続の開始の決定	(用地課) 8
----------------------	---------------

告 示

福岡県告示第1718号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県那珂土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 河川の名称
御笠川水系御笠川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年5月31日
- 3 廃川敷地等の位置
福岡市博多区那珂4丁目59番から
福岡市博多区那珂4丁目152番まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地
2,351.69m²

福岡県告示第1719号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年9月26日福岡県告示第1567号
- 2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
北九州	県道	岡宗垣線像	前	遠賀郡岡垣町東山田2丁目426番4先から同郡同町百合ヶ丘2丁目1280番6先まで	9.9 ～ 34.6	143.8
			後	同上	11.0 ～ 39.4	143.8

福岡県告示第1721号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年9月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	442号	筑後市大字前津69番4先から同市大字徳久85番1先まで

福岡県告示第1722号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成18年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 三池港加入区

福岡県告示第1723号

平成18年度一般河川等鉱害復旧事業（等）実施計画の認可申請があったので、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）附則第2条第6項の規定によりなおその効力を有することとされた旧臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）第57条第1項及び石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第42号）附則第2条第7項の規定によりなおその効力を有することとされた旧臨時石炭鉱害復旧法施行令（昭和27年政令第333号）第14条第1項の規定により公示し、当該申請に係る実施計画を次のように縦覧に供する。

平成18年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する実施計画	実施地区名	復旧工事の施行者	縦覧場所	縦覧期間
平成18年度一般河川等鉱害復旧事業の実施計画	千手川	福岡県	飯塚土木事務所	平成18年9月8日から同月27日まで

福岡県告示第1724号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
ゴーン 岡 弘道	福岡市博多区中呉服町6番7号	福岡県知事 (1)第08094号 平成15年10月15日	平成18年8月22日 登録取消処分	貸金業の規制等に関する法律第38条第1項

福岡県告示第1725号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市朱雀一丁目2698-1、2695-3、2696-1及び2696-3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市宰府二丁目9番18号

中村 知久

福岡県告示第1726号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

N P O 法人アクションタウン行橋

(2) 代表者の氏名

池永 瞳

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県行橋市大橋三丁目9番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、行橋市及び周辺地域の商業者・商店街関係者及び地域住民に対して、商店街の活性化に関する事業を行うとともに商店街に設置されている公共的施設の運営についての支援と協力に関する事業を行い、地域活性化の推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1727号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人虹の会

(2) 代表者の氏名

落石 雄二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区中曾根東二丁目16番36号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、高齢者、痴呆性老人及びその家族等の地域住民に対して、介護保険法に基づく居宅介護サービス事業や在宅福祉サービスに関する事業を行い、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、高齢者、認知症老人及びその家族等の地域住民に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業や在宅福祉サービスに関する事業を行い、豊かな地域福祉社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1728号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業の認可申請を平成18年8月17日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
前原市土地改良区 (井原地区)	農道整備事業	土地改良事業計画書の写し	平成18年9月8日から 平成18年10月10日まで	前原市役所
前原市土地改良区 (末永地区)	農道整備事業	土地改良事業計画書の写し	平成18年9月8日から 平成18年10月10日まで	前原市役所
前原市土地改良区 (波多江地区)	農道整備事業	土地改良事業計画書の写し	平成18年9月8日から 平成18年10月10日まで	前原市役所
前原市土地改良区 (大門地区)	農道整備事業	土地改良事業計画書の写し	平成18年9月8日から 平成18年10月10日まで	前原市役所

福岡県告示第1729号

柳川西部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
待鳥文義	柳川市吉原383番地1
桙島一男	〃 南浜武314番地1
桙島善正	〃 〃 503番地
宮崎端男	〃 七ツ家1149番地8
田中正隆	〃 西浜武1243番地2
高田善光	〃 古賀157番地1
松本保	〃 〃 337番地1
妻夫木菊一	〃 南浜武605番地
金子時勇	〃 〃 94番地1
古賀穂	〃 〃 194番地1
荒巻壽	〃 吉原37番地
大曲達司	〃 〃 169番地2
荒巻一喜	〃 南浜武346番地3
太田忠男	〃 久々原410番地1
金子末廣	〃 〃 552番地

2 退任監事

氏名	住所
桙島茂吉	柳川市久々原700番地5
桙島光人	〃 南浜武160番地6
古賀昭利	〃 〃 457番地

3 就任理事

氏名	住所
待鳥文義	柳川市吉原383番地1
桙島一男	〃 南浜武314番地1

桚島 善正	〃 〃 503番地
宮崎 端男	〃 七ツ家1149番地 8
田中 正隆	〃 西浜武1243番地 2
高田 善光	〃 古賀157番地 1
松本 保	〃 〃 337番地 1
妻夫木 菊一	〃 南浜武605番地
金子 時勇	〃 〃 94番地 1
古賀 穂	〃 〃 194番地 1
荒巻 壽	〃 吉原37番地
大曲 達司	〃 〃 169番地 2
荒巻 一喜	〃 南浜武346番地 3
太田 忠男	〃 久々原410番地 1
松本 操	〃 古賀180・181番地合併 1
大曲 昇	〃 吉原297番地 3
桚島 農夫男	〃 久々原694番地16

4 就任監事

氏名	住所
桚島 光人	柳川市南浜武160番地 6
古賀 昭利	〃 〃 457番地
太田 英介	〃 久々原578番地

福岡県告示第1730号

耳納山麓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
大石 正紀	うきは市吉井町屋部437番地

福岡県告示第1731号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡宇美町平和2丁目4968-26、4968-55、4968-56及び4987-12

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡宇美町宇美1丁目8番8号

入江不動産株式会社 代表取締役 入江 幸義

福岡県告示第1732号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市大字倉久字小林2223-1、2223-6から2223-16まで、2224-1、2224-4、2224-8、2225-2、2226-2、2226-13、2226-14、2227-1から2227-8まで、2228-1、2228-5、2228-12から2228-26まで、2229-1、2229-2、2231-3から2231-5まで、2232-1、2232-3、2232-5、2233-1、2233-4、2234-1、2236-4、2237-3、2238-3、2238-4、字中山寺2310-1、2311-1から2311-3まで、2311-6、2312-3、2312-21及び2312-23並びに水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

佐賀県武雄市若木町大字川古9966番地 9

豊田合成九州株式会社 代表取締役 青木 秀暉

監査委員

監査公表第9号

平成18年6月28日付けで提出された福岡県職員措置請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施し、その結果を平成18年8月28日に請求人である前原市在住の加納義郎氏に通知したので、次のとおり当該通知文を公表する。

平成18年9月8日

福岡県監査委員	福 本 義 雄
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	後 藤 元 秀

通知文

福岡県職員措置請求について（通知）

平成18年6月28日付で提出された福岡県職員措置請求については、下記の理由により地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の要件を具備していないため、却下します。

記

請求人は、福岡県（以下「県」という。）の執行機関又は職員についての公金の支出等財務会計上の行為に関して、「義援金の交付者から県が負担贈与を受け、県の有する義援金処分権限の一部を前原市に授権代理した。県と前原市との間には、このように授権代理が成立しており、前原市の公金の支出は、権限の代理を通じて県の公金の支出と法的に同視される。前原市の公金の支出は違法又は不當であり、ひいては、前原市の被代理機関である県の公金の支出は違法又は不當である」という旨を主張している。

義援金の交付者（以下「贈り主」という。）から県に寄せられた義援金については、県は、歳入歳出外現金として一時的に保管するもので、所有権を取得するものではないことから、県が贈与を受けているものではなく、寄託を受けているものと解される。

県は、贈り主から義援金の寄託を受けると同時に、当該義援金を適切に配分する事務処理を受託しているもので、贈り主と県との間に、民法上の委任あるいは準委任契約が成立しているものと考えられる。

長崎大水害に関する判例（長崎地裁昭和59年6月6日判決及び福岡高裁昭和60年4月24日判決）においても、「地方公共団体に対する寄付たる性格を有しない義援金のうち、特に使途を定めていないものについては、義援金の贈り主において、罹災者に対する見舞あるいは災害復旧の一助にするなどのために然るべき個人あるいは団体などに義援金を贈与する意思を有しているけれども、然るべき贈与先を覚知することが困難であるなどの理由から、その能力を有し、かつ適切な配分をなすことが期待できる機関として地方公共団体に、その適切な配分を委ねる意思で、義援金を特に使途を定めずには、地方公共団体に寄託するもの」、「義援金の贈り主と地方公共団体の法律関係は、行政法上のそれではなく、民法上の委任あるいは準委任契約である」と解されている。

また、県が前原市に対して義援金を配分し被災者等への配分を依頼することにより、前原市は、委任あるいは準委任契約の受託者として、贈り主に対し直接的に債務を負うべき立場に立つものと解される。すなわち、前原市は、義援金の目的に沿ってこれを配分する債務を贈り主に対して負い、自己の裁量と責任の下に当該配分行為を行うものであり、県の代理機関として配分行為を行うものではない。

したがって、請求人が主張するように「前原市の公金の支出は、権限の代理を通じて県の公金の支出と法的に同視される」とはいえない。

以上のことから、請求人の請求は、県の執行機関又は職員についての公金の支出等財務会計上の行為を対象とするものには該当せず、住民監査請求の要件を欠いているものと判断される。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成18年9月8日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

二級河川御笠川水系御笠川改修工事（河川激甚災害対策特別緊急事業・福岡県福岡市博多区上呉服町、同区千代二丁目、同区博多区東一丁目、同区堅粕五丁目、同区西月隈六丁目、同区西月隈四丁目、同区立花寺一丁目及び同県大野城市仲畑一丁目地内）及びこれに伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目	地 積〔()は公簿地積〕
福岡県福岡市博多区上呉服町	412番	宅地	362.67 (330.57) 平方メートルのうち155.34平方メートル
	413番	宅地	423.91 (389.98) 平方メートルのうち168.26平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

本岳寺 代表役員 立野 良顕

福岡県福岡市博多区上呉服町14番21号

5 土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

藤 カズヨ

福岡県福岡市博多区上呉服町14番9号

土地賃借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成18年8月25日